

 \bigcirc

山形県公朝

平成21年7月17日(金) 第2060号

^^^

毎週火・金曜日発行

	告	示					
○県議会定例会の閉会				(目	十 政	課)	829
○障害者自立支援法による指定障害福祉サ				<u> </u>	, ,	H/IV/	020
廃止				は関総合す	7. 定庁福祉	业課)	… 同
○生活保護法による指定医療機関の指定…				(地域福祉	业課)	830
○生活保護法による指定介護機関の指定…				(同)	… 同
○生活保護法による指定介護機関の変更の							
○電線共同溝を整備すべき道路の指定							
○都市計画事業の認可	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			(者	市計	画課)	… 同
	公安委員	全関係					
	規	則					
	况	只					
○山形県道路交通規則の一部を改正する規	!则						同
	公	告					
○危険物取扱者保安講習の実施				(%		〈〈 言田 〉	020
○厄陝物収扱有床女講首の美施				(前	2. Cl. 1973	人献力	632
	告	 示					
_	-						
山形県告示第679号							
地方自治法(昭和22年法律第67号)第101章	条第1項の規	定により平成21年6	月23日	招集した	山形県	議会	定例会は
同年7月9日閉会した。							
平成21年7月17日							
		山形県知事	吉	村	美	栄	子
山形県告示第680号					_		
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)	笙 46冬笙 1 Ⅰ	面の担定により 指	定陪宝福	がサート	でる事業	坐者力	いら次の
おり廃止した旨の届出があった。	MI TOWNI I S	A-Z/YEALTES J () TH		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- / ·] [7	~ I /	-5 D(*)
平成21年7月17日							

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
有限会社羽前技研	ウォームハート訪問介護事業所	居宅介護	平成21. 6.30
米沢市中央七丁目6番20号	米沢市中央七丁目6番20号	重度訪問介護	1 30.21. 0.30

山形県告示第681号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年7月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
エール薬局吉原店	山形市吉原二丁目15番34号	平成21. 7. 1
こあら歯科クリニック	酒田市こあら二丁目5番4号	同 7.2

山形県告示第682号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年7月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
しらいわ指定居宅介護支援事 業所	居宅介護支援	寒河江市大字白岩6324番地	平成21. 6.26
デイサービスセンターしらい わ	通 所 介 護 介護予防通所介護	寒河江市大字白岩6324番地	同
短期入所サービスしらいわ	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	寒河江市大字白岩6324番地	同
グループホームふじの花荘	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護	鶴岡市藤の花一丁目18番地1	同 6.29

山形県告示第683号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 介護予防センターさくらの里 酒田市字山田32番地の2号 2 届出の内容

指定介護核	亦更年日日	
変 更 前	変 更 後	変更年月日
介護予防センターさくら松山	介護予防センターさくらの里	平成21. 6. 1

山形県告示第684号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月17日から同月30日まで縦覧に供する。 平成21年7月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 指定した道路の部分の区間 天童市一日町四丁目325番1から

同 五日町一丁目569番まで

4 指定年月日 平成21年7月17日

山形県告示第685号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。 平成21年7月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 施行者の名称

東根市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 東根都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・5号—本木神町線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 東根市一本木三丁目、大字東根元東根字一本木及び大字若木字野川向地内
 - (2) 使用の部分 東根市大字若木字野川向地内
- 4 事業施行期間

平成21年7月17日から平成24年3月31日まで

公安委員会関係

規則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月17日

山形県公安委員会 委員長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第8号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則(昭和49年2月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第13条第1号の表を次のように改める。

種別	制限
二輪又は三輪の自転車	運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合
	は、この限りでない。
	ア 16歳以上の者が、幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)1人を幼児用座
	席に乗車させる場合
	イ 16歳以上の者が、幼児2人を幼児二人同乗用自転車(運転者のための乗車
	装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する
	自転車をいう。以下同じ。)の幼児用座席に乗車させる場合
	ウ 16歳以上の者が、4歳未満の者を背負い、帯等で確実に緊縛している場合
	(イに該当する場合を除く。)
	エ タンデム車(2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車
	をいう。) にその乗車装置に応じた人員を乗車させる場合
	オ 三輪の自転車(幼児二人同乗用自転車を除く。)に、その乗車装置に応じ
	た人員を乗車させる場合
二輪又は三輪の自転車以外	 乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。
の軽車両	本半次世に別した八只で起んく本平でせないこと。

山

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり 実施する。

平成21年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 講習の種別
 - (1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

(2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(前号に掲げる危険物施設を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

(3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

- 2 講習の日時及び場所
 - (1) 給油取扱所講習

	H	時	場		所
平成2	1年8月20日(木)午前9時から		三	Щ	町
同	8月24日(月)同		米	沢	市
同	8月27日(木)同		Щ	形	市

同	9月3日 (木) 同	長	井	市
同	9月9日(水)同	新	庄	市
同	9月10日 (木) 同	寒	河 江	市
同	9月15日 (火) 同	Щ	形	市
同	9月29日 (火) 同	村	Щ	市
同	10月15日(木)同	三	JII	町
同	10月21日(水)同	米	沢	市

(2) 石油コンビナート講習

目	時	場		所
平成21年10月7日(水)午往	後1時30分から	酒	田	市

(3) 一般講習

Ħ		時	場	<u>1</u>	所
平成21年8月19日	(水)午後1時30分かり	ò	三	JII	町
同 8月23日	(日) 同		米	沢	市
同 8月24日	(月) 同			同	
同 8月26日	(水) 同		Щ	形	市
同 8月27日	(木) 同			同	
同 9月2日	(水) 同		長	井	市
同 9月8日	(火) 同		新	庄	市
同 9月10日	(木) 同		寒	河 江	市
同 9月15日	(火) 同		Щ	形	市
同 9月16日	(水) 同		三	JII	町
同 9月17日	(木) 午前9時から			同	
同 9月28日	(月)午後1時30分かり	ò	村	Щ	市

同	10月14日	(水) 同	三	Л	町
同	10月20日	(火) 同	米	沢	市
同	10月27日	(火) 午前9時から	Щ	形	市
同	同	午後1時30分から		司	

3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

4 受講手続

受講申請書を平成21年7月21日(火)から同年8月4日(火)までに、山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

5 その他

詳細については、総務部危機管理室総合防災課消防・保安担当(電話023(630)2229) 又は山形県危険物安全協会連合会(電話023(632)5744) に問い合わせること。